第

4829

号

REÂDAS U- ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年10月8日火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

△ 有給休暇を買い上げるとき

○ : 当社は、従業員の有給休暇が消化できなかった場合は、これを買い上げることとしています。この場合、源泉徴収は必要ですか?

A:源泉徴収が必要になります。

【解説】

所得税法では、給与所得について、「俸給、 給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性 質を有する給与にかかる所得をいう」と規定 しており、一般的に、雇用契約又はこれに準 ずる関係に基づいて非独立的ないしは従属的 に提供される労務の対価と解されています。

したがって、雇用関係等に基づいて雇用主から定期的に支払われる給料、賃金等のほか、次のものも給与所得に含まれることになります。

- ①臨時的に支払われる賞与
- ②家族手当、皆勤手当、時間外手当、残業手当、住宅手当、休日出勤手当、役付手当、 職務手当、期末手当、決算手当等が金銭で 支払われるもの(支払名目を問いません。)
- ③金銭以外の物や権利等の供与により受ける 経済的利益
- ④ 専従者給与

ところで、会社が、従業員の有給休暇を金 銭で買い上げる場合ですが、その買い上げる 金銭は、労務提供に対する対価ですから、金 額の多少にかかわらず給与所得に該当します。

したがって、所得税等の源泉徴収をしなければなりません。







